

平成24年度小松島市重要事業実施に伴う政策等の形成過程説明シート

事務事業名	戸別所得補償経営安定推進事業			整理番号	-
				担当課係	産業振興課
事業予算費目	款	6	農林水産業費	記入者職・氏名	
	項	1	農業費	内線等	
	目	3	農業振興費	事業区分	臨時事業
	大事業	18	戸別所得補償経営安定推進事業	事業期間	単年度のみ
事業の実施主体	市（委託・補助事業含む）			平成24年～24年度	
根拠法令等	戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱				

事業の概要・全体計画等（政策の発生源、提案に至るまでの理由）

農地の受け手となる多様な経営体の経営安定の確保、農地の受け手に対する規模拡大加算を前提に集落内での主体的判断により農地集積を促す仕組みを構築し、農業の競争力・体質強化を図るための新規国庫補助事業である。

事業の内容	手段（計画している主な活動の内容、手段、手順）
	<p>人・農地プランに位置づけられた原則45歳未満の独立・自営就農者について、年間150万円を最長5年間給付。（青年就農給付金）</p> <p>人・農地プランに基づき、地域の中心となる経営体への農地集積に協力する所有者に対して農地集積協力金を交付。経営転換協力金（0.5ha以下：30万円/戸・0.5ha超2.0ha以下：50万円、2.0ha超：70万円/戸）と分散錯圃解消協力金（5千円/10a）がある。</p>
事業の目的	<p>効果（事業実施によってどういう状態・結果に結びつけるか）</p> <p>集落・地域が抱える「人・農地の問題解決」のため、集落や地域での話し合いにより「人・農地プラン」を策定し、そのプランに基づき地域の中心となる経営体の確保や、地域の中心となる経営体への農地集積を促すことにより、農業の競争力・体質強化を図り、持続可能な農業を実現することを目的とする。</p>

総合計画との整合性

事業目的が総合計画上の施策に結びついているか？	<input type="checkbox"/> いる	総合計画上の位置付け	重点目標	基本目標
	<input type="checkbox"/> いない		大項目	5. 「日（いとなみ）が輝く」
			中項目	産業の振興
			小項目	1. 安全・安心な特色ある地域農林水産物の産地育成・ブランド化とそのための環境整備

（理由）

青年就農給付金（経営開始型）、農地集積協力金（経営転換協力金、分散錯圃解消協力金）を活用することで、地域の担い手となる新規農業者の参入を促し、経営転換する農業者やリタイヤする農業者から担い手への円滑な移行、効果的な農地の利用集積を促すことができる。担い手不足・耕作放棄地の解消と農業経営の安定化を目的としていることで、総合計画の施策に沿っている。

他の自治体の類似する政策との比較検討

国の施策に基づいて実施する事業であり、他自治体の類似する政策との比較検討はできない。

市民参加の実施の有無とその内容 (有 ・ 無) を入れてください。

事業の対象	対象(誰、何を対象にしているのか) 人・農地プラン(地域農業マスタープラン)は、集落や地域の農業者との話し合いにより策定するものであり、本プランに記載された経営体(個人・法人・集落営農)に、青年就農給付金(経営開始型)・農地集積協力金(経営転換協力金、分散錯圃解消協力金)を交付するものである。
事業の意図	意図(事業の狙いはなにか、対象をどう変えるのか) 集落での話し合いに基づき、地域の中心となる経営体を定め、その経営体への農地の集積を円滑に進めること。
事業に対する関係者から要望等意見はどのようなものが寄せられているか	(市民、議会、事業対象者、意識調査等事業関係者からどのような意見・要望があるか) 現在、国において、要領・要綱など具体的な内容が示されていない段階である。
事業を取り巻く状況等は、今後どう変化しますか?	(社会状況、根拠法令、規制緩和、周辺の状況等は今後どのように変化していくか) TPP交渉参加が決定づけられている現状で、農家が諸外国から輸入される安価な農産物に対抗するためには、農業経営基盤の強化と付加価値の高い農産物づくりが不可欠である。

事務事業に係るコスト・財源措置・将来に渡るコスト計算、有効性について

		全体計画	24年度	25年度	26年度	27年度以降	最終年度	
全体コスト	財源内訳	国 県 支 出 金	36,250	36,250				
		地 方 債	0	0				
		その他(利用者負担等)	0	0				
		一 般 財 源	0	0				
	A 直接事業費(千円)		36,250	36,250	0	0	0	0
	人件費	正 規 職 員 数	0.5 人	0.5 人	人	人	人	人
		職 員 人 件 費	2,605	2,605				
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 数	0 人	0 人	人	人	人	人
		臨 時 ・ 嘱 託 職 員 の 賃 金 等	0	0				
	B 人件費計(千円) +		2,605	2,605	0	0	0	0
A + B		38,855	38,855	0	0	0	0	
有効性について	この事務事業を行わない場合の影響はありますか?	<input type="checkbox"/> ある	a <input type="checkbox"/> ない	理由	戸別所得補償経営安定推進事業は、国の農業政策の柱であるため、市単独の裁量で事業実施を行わないという前提が成立する事業ではない。			
	類似事業との整理統合はできないか?	<input type="checkbox"/> できない						理由
	成果をさらに向上させる余地はありますか?	<input type="checkbox"/> ない	a <input type="checkbox"/> ある	理由	戸別所得補償経営安定推進事業実施要綱により決められており、補助事業の範囲で行っているものである。			
改善・効率化・見直しの方向性 上記において a を選択した場合、必ず記入してください。								
有効性								
所属長による総合的なコメント								
土地利用型農業については、今後、高齢化等で大量の農業者がリタイアすることが見込まれる中、本事業を積極的に推進し、担い手の確保と農地の集積を図っていく。								